

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 52 条第 1 項第 8 号、第 53 条第 1 項第 6 号、第 56 条第 1 項第 1 号及び第 2 号二並びに別表第 3（に）欄の 5 の項の規定により、足寄都市計画区域における用途地域の指定のない区域内の建築物に係る容積率、建蔽率及び建築物の各部分の高さの限度を定めた区域を次のとおり指定した。

その関係図書は、北海道建設部住宅局建築指導課及び足寄町建設課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和 4 年（2022 年）10 月 28 日

北海道知事 鈴木 直道

1 指定年月日

令和 4 年（2022 年）10 月 28 日

2 指定する区域

縦覧に供する図書表示のとおり